



平成 23 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 新立川航空機株式会社
代表者名 代表取締役社長 石戸 敏雄
(コード：5996 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部門長兼総務部長
筑紫 賢二
(TEL. 042-529-1111)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月中旬開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。)招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 11 月 5 日(土)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とし、次のとおり当該基準日設定に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 基準日 | 平成 23 年 11 月 5 日(土) |
| (2) 公告日 | 平成 23 年 10 月 21 日(金) |
| (3) 公告方法 | 日本経済新聞に掲載いたします。 |

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成 23 年 8 月 30 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部(当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること(ただ

し、当該別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。)を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①に係る議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号の規定により、上記議案②の定款変更を行うためには、本臨時株主総会の決議に加えて、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使できる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所ならびに付議議案の詳細等につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上